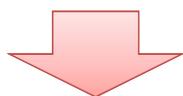


がん登録等の推進に関する法律について

全国がん登録・院内がん登録等の方法によるがん診療情報の収集

- 「全国がん登録」：国・都道府県による利用・提供の用に供するため、国が国内におけるがんの罹患、診療、転帰等に関する情報をデータベースに記録し、保存すること
- 「院内がん登録」：病院において、がん医療の状況を適確に把握するため、当該病院において行われたがんの罹患、診療、転帰等に関する詳細な情報を記録し、保存すること

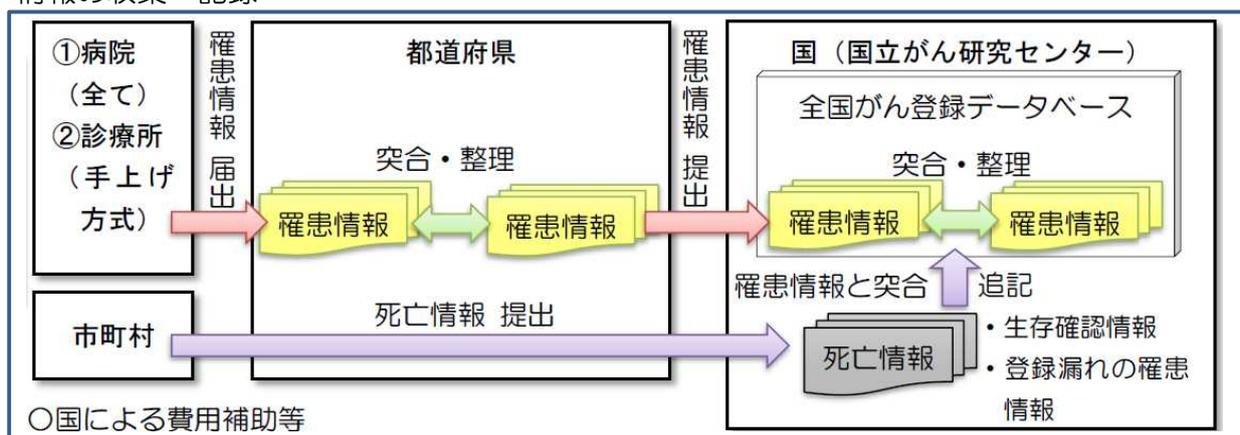


がん医療の質の向上等（がん医療・がん検診の質の向上とがん予防の推進）、国民に対するがん・がん医療等・がん予防についての情報提供の充実その他のがん対策を科学的知見に基づき実施

1

全国がん登録の仕組み

情報の収集・記録



利用等の限度

- 国・地方公共団体のがん対策に必要な調査研究のための利用・提供
- 届出を行った病院等への生存確認情報の提供
- がん医療の質の向上等に資する調査研究を行う者への提供
（研究者への非匿名化情報の提供は、本人同意があること等要件 付加）
- ※非匿名化情報については、保有期間の上限を政令で定める
- 都道府県がんデータベース（地域がん登録のデータ等と一体的に保存）の整備

有識者の会議
の意見聴取

情報の保護等 情報の適切な管理。目的外利用の禁止。秘密漏示等の罰則。開示請求等は認めない。

2

全国がん登録の経緯（概要）

- 平成25年12月 がん登録等の推進に関する法律（以下「法」という。）成立
- 平成26年6月 厚生科学審議会 がん登録部会を設置
 • 法施行令及び法施行規則、各種指針
 • がん登録等の情報の提供の手順 等について検討
- 平成27年9月 法施行令及び法施行規則の公布
 10月 全国がん登録届出マニュアル2016を全国の病院へ送付
 12月 以下を発出
 • 院内がん登録の実施に係る指針
 • 調査研究を行う者が講ずる同意代替措置に関する指針
 • 法施行令第十一条の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
- 平成28年1月 法施行
 国立がん研究センターにがん登録センターを開設
 6月 都道府県がん登録室を対象とした「全国がん登録における個人情報保護のための安全管理措置マニュアル」を作成
- 今後、情報利用および提供のためのマニュアル等を作成する予定

3

がん登録等の情報の活用

○国・都道府県等

⇒がん対策の充実、医療機関への情報提供、統計等の公表、
患者等への相談支援

○医療機関

⇒患者等に対する適切な情報提供、がん医療の分析・評価等、
がん医療の質の向上

○がん登録等の情報の提供を受けた研究者

⇒がん医療の質の向上等に貢献



国民への情報提供を充実させ、がん医療の質の向上等を図り、
がん対策を科学的知見に基づき実施

4